



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月26日
第498号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第5条第1項の規定により指定する区域(循環社会推進課)	1
えびたつべ漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業および引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間(水産課)	2
内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可(水産課)	2
道路区域の変更(道路保全課)	3
道路の供用開始(道路保全課)	4
浸水警戒区域の指定(流域政策局)	4

○ 公 告

令和6年度前期技能検定実施公告(労働雇用政策課)	5
令和6年度技能検定(随時実施する2級、随時実施する3級および基礎級)実施公告(労働雇用政策課)	7
基本測量実施公告(監理課)	9
公共測量実施公告(監理課)	9
公共測量終了公告(監理課)	10
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課)	10
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(都市計画課)	11
落札者決定の公告(警察本部会計課)	11

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(東近江)	11
-----------------------------------	----

○ 琵琶湖海区漁業調整委員会指示

内水面漁場管理委員会指示

コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示	12
---------------------------------	----

○ 内水面漁場管理委員会告示

内水面第5種共同漁業権漁場における令和6年度の目標増殖量	12
------------------------------------	----

○ 内水面漁場管理委員会指示

ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制に係る委員会指示	13
----------------------------------	----

告 示

滋賀県告示第101号

滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則(平成8年滋賀県規則第52号)第5条第1項の規定により、下水道の供用開始が確実に見込まれる区域を次のとおり指定し、令和6年4月1日から施行する。

令和5年滋賀県告示第131号(滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則第5条第1項の規定により指定する区域)は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定する区域 区域図のとおり

(「区域図」は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、滋賀県甲賀土木事務所、滋賀県湖東土木事務所および滋賀県高島土木事務所ならびに大津市役所、草津市役所、守山市役所、東近江市役所、近江八幡市役所、彦根市

役所および長浜市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。ただし、滋賀県甲賀土木事務所にあつては栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、竜王町および日野町の、滋賀県湖東土木事務所にあつては豊郷町、甲良町、多賀町、愛荘町および米原市の、滋賀県高島土木事務所にあつては高島市の、各市役所にあつては当該市の区域に係る区域図を縦覧に供する。)

滋賀県告示第102号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第4条第1項第1号に規定するえびたつべ漁業、同項第8号に規定するよし巻漁業、同項第9号に規定するかご漁業、同項第10号に規定する竹筒漁業、同項第11号に規定する延縄漁業および同項第12号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
えびたつべ漁業(動力漁船を使用するもの)	定数なし	5トン以下	127キロワット以下	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
えびたつべ漁業(動力漁船を使用しないもの)	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7月20日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
引縄釣漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

滋賀県告示第103号

漁業法(昭和24年法律267号)第170条第3項の規定に基づき、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

姉川上流漁業協同組合遊漁規則

- 1 漁業権者の名称および住所 姉川上流漁業協同組合 米原市吉槻785番地
- 2 漁業権の免許番号 内共第9号
- 3 変更認可の内容

内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則第2条第2項を次のように改める。
 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 (略)

- 2 前項の規定による申請は口頭、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域および遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出、またはオンラインシステムによりしなければならない。

内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則第7条第2項を次のように改める。
 (遊漁料の額及び納付方法)

第7条 (略)

- 2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所または組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。同表以外の当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、第1項に掲げる額に網漁具の場合は2,000円以下、その他の場合には1,000円以下を加算した額とする。

名称	住所	電話番号
姉川上流漁業協同組合事務所 その他組合の掲示場 に掲示する場所	米原市吉槻785番地	090-3488-4064

内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則第8条を次のように改める。
 (遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステムまたは漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 施行日 令和6年3月11日

滋賀県告示第104号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年3月26日から令和6年4月9日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
				最小		道路改良工事

県道	多賀醒井線	犬上郡多賀町大字水谷字荒洛 2番14地先から	変更後	8.5m ↳ 最大 25.3m	127.1m	(現道拡幅) に伴う道路区 域の変更
		犬上郡多賀町大字水谷字荒洛 2番1地先まで	変更前	最小 6.2m ↳ 最大 9.4m	127.1m	

滋賀県告示第105号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月26日から令和6年4月9日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
佐目敏満寺線	犬上郡多賀町大字敏満寺字南裏772番11地先から 犬上郡多賀町大字敏満寺字南裏772番8地先まで	令和6.3.26 9時	L=44.1m
国道306号	彦根市原町字平野551番地先から 彦根市原町字平野550番15地先まで	令和6.4.1 9時	L=51.2m
稻枝沢線	彦根市肥田町字五方920番3地先から 彦根市肥田町字五方913番4地先まで	令和6.4.1 9時	L=102.3m
神郷彦根線	彦根市肥田町字五方920番3地先から 彦根市肥田町字塚乞手887番1地先まで	令和6.4.1 9時	L=239.0m

滋賀県告示第106号

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 長浜市木之本町川合
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市都市建設部北部建設局北部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第107号

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)第13条第1項の規定により、浸水警戒区域を次のとおり指定する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 浸水警戒区域

- (1) 区域の所在地 長浜市木之本町古橋
- (2) 区域の表示 次の図のとおり

2 浸水警戒区域における想定水位 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室、滋賀県長浜土木事務所木之本支所、長浜市都市建設部道路河川課および長浜市都市建設部北部建設局北部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

令和6年度前期技能検定実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和6年度前期技能検定を次のとおり実施する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

1級、2級、3級および単一等級の技能検定

1 実施する検定職種

- (1) 1級および2級 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業および高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業およびマシニングセンタ作業)、非接触除去加工(数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業およびレーザー加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(製缶作業および構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業およびダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業および打出し板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業および機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業および真空成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業および石積み作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(アクリルゴム系塗膜防水工事作業およびシーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業および化粧フィルム工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業および金属塗装作業)、およびフラワー装飾(フラワー装飾作業)
- (2) 3級 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業および高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業およびマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)およびフラワー装飾(フラワー装飾作業)
- (3) 単一等級 産業洗浄(高圧洗浄作業)

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 1級

検 定 職 種	手 数 料
婦 人 子 供 服 製 造	15,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円

(イ) 2級

検 定 職 種	手 数 料
婦 人 子 供 服 製 造	15,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円

(ウ) 3級

a 学生等

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	10,100円
そ の 他 の 職 種	12,200円

b 学生等を除く受検者

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	15,100円

その他の職種	18,200円
--------	---------

注1 (ウ)において「学生等」とは、公共職業能力開発施設、高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)等の生徒または学生をいう。

注2 令和6年4月1日現在において年齢23歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者を除く。)に係る3級の実技試験の手数料は(ウ)に定める金額から9,000円(当該実技試験を受けようとする者が技能検定の受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者でない場合にあつては、4,500円とする。)を控除して得た金額(当該金額が2,900円を下回る場合にあつては、2,900円とする。)とする。

(エ) 単一等級

検 定 職 種	手 数 料
産 業 洗 浄	18,200円

イ 実施期日 実技試験は、令和6年6月6日(木)から令和6年9月8日(日)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験の問題を令和6年5月30日(木)に滋賀県職業能力開発協会において公表する。

ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

オ 実際に支払う必要のある受検手数料の額および手続については、滋賀県職業能力開発協会のホームページに掲載される情報を確認すること。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工およびフラワー装飾	令和6年7月14日(日)
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、防水施工、化学分析、塗装および産業洗浄	令和6年8月18日(日)
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、建具製作、印刷、左官、畳製作および内装仕上げ施工	令和6年8月25日(日)
園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装およびフラワー装飾	令和6年9月1日(日)

※ 実施期日が令和6年7月14日(日)の検定職種については、3級に限る。

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し(氏名および生年月日が確認できるものに限る。)

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 令和6年4月3日(水)から令和6年4月16日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。なお、郵送による場合は、令和6年4月16日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会のほか、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課および県内各合同庁舎にて交付する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書の上、返信用封筒(角形2号封筒)に宛先を記入し、1部の場合は切手120円分を同封し、2部以上の場合は問合せの上、滋賀県職業能力開発協会へ送付

すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

- 5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手数料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

- 6 合格の発表等

- (1) 技能検定合格者の発表 令和6年10月4日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載して行う。ただし、令和6年7月14日(日)に学科試験を実施した職種については、令和6年8月30日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載して行う。

なお、試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができる。

ア 期間 令和6年10月4日(金)から令和6年11月5日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)。ただし、令和6年7月14日(日)に学科試験を実施した職種については、令和6年8月30日(金)から令和6年9月30日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

イ 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階

エ 持参するもの 令和6年度前期技能検定受検票および本人であることを証明する書類(運転免許証など)

オ 開示する内容 得点

カ その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。また、その他の方法による問合せには、一切応じない。

- (2) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が令和6年10月4日(金)に書面で通知する。ただし、令和6年7月14日(日)に学科試験を実施した職種については、令和6年8月30日(金)に書面で通知する。
- (3) 技能検定合格証書等の交付 1級および単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級および3級の技能検定合格者には滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、技能検定合格者には厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。
- 7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会(電話 077-533-0850)または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課(電話 077-528-3755)に問い合わせること。

令和6年度技能検定(随時実施する2級、随時実施する3級および基礎級)実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和6年度技能検定を次のとおり実施する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

随時実施する2級の技能検定(基礎級または基礎1級もしくは基礎2級の技能検定および当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者を対象とする2級(以下「随時2級」という。))、随時実施する3級の技能検定(基礎級または基礎1級もしくは基礎2級に合格した者を対象とする3級(以下「随時3級」という。))ならびに外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第1項に規定する技能実習生を対象とする基礎級

- 1 実施する検定職種

- (1) 随時2級および随時3級 鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業および非鉄金属鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業およびプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業およびマシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業およびダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業および溶融亜鉛めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業および機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業および回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業およびプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作

(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業および段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業およびブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業および石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業およびプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業およびボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業および噴霧塗装作業)および工業包装(工業包装作業)

- (2) 基礎級 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装および工業包装

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料 実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。

随時2級、随時3級および基礎級

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	15,100円
婦 人 子 供 服 製 造	15,100円
そ の 他 の 職 種	18,200円

イ 実施期日 実技試験は、令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ滋賀県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日 学科試験は、令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し(氏名および生年月日が確認できるものに限る。)

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書の上、返信用封筒(角形2号封筒)に宛先を記入し、1部の場合は切手120円分を同封し、2部以上の場合には問合

せの上、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手数料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付 随時2級、随時3級および基礎級の技能検定合格者には、滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、随時2級および随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会（電話 077-533-0850）または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課（電話 077-528-3755）に問い合わせること。

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業の地域 大津市全域、彦根市全域、長浜市全域、甲賀市全域、野洲市全域、高島市全域、東近江市全域
- 3 作業の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、水準点測量）
- 2 作業の地域 野洲市堤
- 3 作業の期間 令和5年11月27日から令和6年2月19日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野洲市長 栢木 進から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業の地域 野洲市野洲、西河原、小堤、市三宅、比江
- 3 作業の期間 令和6年1月5日から令和6年3月22日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 令和6年1月20日から令和6年3月29日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 犬上郡多賀町佐目
- 3 作業の期間 令和5年11月22日から令和6年4月30日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 草津市平井四丁目、長束町
- 3 作業の終了日 令和6年1月10日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業の地域 高島市南部全域
- 3 作業の終了日 令和5年2月21日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、野洲市長 栢木 進から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)
- 2 作業の地域 野洲市井口、西河原、上屋、小篠原、大畑
- 3 作業の終了日 令和5年3月24日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

守山市が令和6年3月25日に決定した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

守山市が令和6年3月25日に変更した大津湖南都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

守山市が令和6年3月25日に変更した大津湖南都市計画公園(環境学習都市宣言記念公園)に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 DX運輸免許管理システム(搬入等を含む。)、システム移行業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
- 3 落札者を決定した日 令和6年2月21日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社J E C C 営業統括本部長 飯倉義一 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 852,918,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年12月8日(金)

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年3月26日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
COCOK		COCOKARA				

ARA C ARE訪問 看護リハビ リステー ション	近江八幡市鷹 飼町564-109	HEALTH PR OMOTION合同 会社 代表社員 普光江祐 次	近江八幡市鷹 飼町564番地	訪問看護 介護予防訪 問看護	令和6.4.1	2560490126
--	---------------------	--	-------------------	----------------------	---------	------------

琵琶湖海区漁業調整委員会指示
内水面漁場管理委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第1号
滋賀県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項および第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月26日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷 口 孝 男
滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

1 指示の内容

- (1) 持ち出し放流の禁止 琵琶湖海区漁業調整委員会および滋賀県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、県内の公共の用に供する水面およびこれと接続一体を成す水面からコイを持ち出して他の水面に放流してはならない。
- (2) 放流等の制限 県内の公共の用に供する水面およびこれと接続一体を成す水面へコイを放流する場合は、採捕したコイを採捕した同一水面へ放流する場合を除き、次のことを遵守すること。
ア PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)によりコイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイ群でなければ、コイを放流してはならない。
イ 生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

内水面漁場管理委員会告示

滋内水委告示第1号

内水面第5種共同漁業権漁場における令和6年度の目標増殖量を次のとおり定める。

令和6年3月26日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

内水面第5種共同漁業権漁場における令和6年度の目標増殖量

免許番号 内共第号	漁業種者名 (組合名)	河川名	あゆ	こい	ふな	うなぎ	にじます	あまご	あまご卵	いわな	いわな卵	わかさぎ卵	もろこ ふ化仔魚
			(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(尾)	(尾)	(粒)	(尾)	(粒)	(万粒)	(万尾)
1	勢多川	大石川					500	600		400			
2	勢多川	信楽川					4,000	6,500		1,600			
3	大戸川	大戸川	400										
4	土山	野洲川	800	-	100	3	5,000	6,000		4,000		2,000	
5	日野町	日野川		-	100								
6	愛知川	愛知川	340				600	5,600	20,000	4,300			
7	愛知川上流	愛知川	500				2,000	30,000		20,000			
8	大滝	犬上川	180	-	30	3	3,000	8,000		1,000	20,000		
9	姉川上流	姉川	180				1,000	10,000		4,000			
10	草野川	草野川	80			-	2,500	3,000		3,000			
11	高時川	高時川・杉野川	320				3,000	2,000					
12	杉野川	杉野川	150			5		4,000		4,000			
13	丹生川	高時川	500					5,000		2,000			
14	余呉湖	余呉湖		-	500	50						3,000	10
15	高島鴨川	鴨川	30				2,000	3,000		1,000			
16	廣瀬	安曇川	1,000										
17	朽木	安曇川	1,790					10,000		10,000			
18	朽木	針畑川	240					3,000		3,000			
19	葛川	安曇川	600					10,000		5,000			

合計	7,110	-	730	61	23,600	106,700	20,000	63,300	20,000	5,000	10
----	-------	---	-----	----	--------	---------	--------	--------	--------	-------	----

網掛け箇所は、漁業権魚種の設定なし。

一の箇所は、種苗放流の予定なし。ただし、こいについては産卵床の設置等による増殖を行うもの。

注1 種苗1尾の体重は、あゆ4g、にじます・こい20g、ふな・うなぎ・あまご・いわな15gを基準とする。

注2 あまご、いわなを春に放流する場合は、それぞれ2gを基準とし、あまごは目標増殖量と同尾数、いわなは4.4倍の尾数を放流すること。

内水面漁場管理委員会指示

滋賀県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項および第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。

令和6年3月26日

滋賀県内水面漁場管理委員会会長 林 英 志

次の区域および期間においては、全ての水産動物の採捕をしてはならない。ただし、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者については、この限りでない。

1 禁止区域

東近江市伊庭町にある瓜生川の目崎橋下流端から天尾橋上流端までの区域

東近江市躰光寺町にある躰光寺川の躰光寺橋下流端から大橋上流端までの区域

近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域

2 禁止期間 令和6年4月1日から令和6年5月31日まで

